

# 令和 8 年度 診療報酬改定に関するご案内

平素より当院をご利用いただきありがとうございます。

令和 8 年 6 月 1 日より、国が定める診療報酬の改定が実施されます。これに伴い、当院での窓口負担額（患者様のご負担分）が一部変更となります。内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

## 1. 通常の受診費用の変更について

診察ごとにかかる「再診料」や、各種加算が以下のとおり変更・新設されます。

項目	3 割負担の場合の窓口負担額（概算）
再診料（75 点 → 76 点 に引き上げ）	228 円（+3 円）
電子的診療情報連携体制設備加算 2（再診時・新設 2 点）	+6 円
物価対応料（再診時・新設 2 点）	+6 円

※ 1 点 = 10 円換算。実際の窓口負担は他の算定項目等により異なる場合があります。

### 【各加算の内容について】

#### ▶ 電子的診療情報連携体制設備加算 2 とは

診療情報を電子的に管理・連携する体制を整備したクリニックに加算されるものです。患者様の診療情報を適切に管理し、他の医療機関との情報共有をスムーズに行う取り組みに対して設けられました。

#### ▶ 物価対応料とは

昨今の物価上昇に対応するため、医療機関の運営コスト（医薬品・医療材料等）の増加分を補うことを目的として、今回の改定で新設された加算です。

## 2. CPAP（シーパップ）治療に関する変更について

睡眠時無呼吸症候群の CPAP 治療に関しても、下記のとおり変更があります。

項目	3割負担の場合の窓口負担額（概算）
CPAP管理料（250点 → 240点に引き下げ）	750円 → 720円（-30円）
持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算（新設・15点）	+45円

※ CPAP 在宅管理料（在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2）は10点引き下げとなりますが、管理体制の充実により新たに15点の加算が設けられます。当院では基準を満たし、引き続き質の高いCPAP管理を行ってまいります。

### 【CPAP 使用時間が短い場合について】

今回の改定により、CPAP の平均使用時間が3ヵ月連続で「1時間未満」（使用日数ではなく総日数において）の患者様は、保険診療でCPAP治療を継続することができなくなります。

### 当院での対応について

- ① 平均使用時間が1時間未満の方には、次回より「毎月の受診」をお願いしております。  
使用状況をきめ細かく確認しながら、改善のためのサポートをしっかりと行ってまいります。
- ② 1時間未満の状態が「3ヵ月連続」を2回繰り返した場合は、誠に残念ではございますが、保険によるCPAP治療の中止をお願いすることになります。

### 私たちのサポートについて

当院では、CPAP治療を無理なく継続していただけるよう、スタッフ・医師が一丸となって全力でサポートいたします。装着方法のご不明点・不快感・使用時間が伸びないお悩みなど、どんな小さなことでもお気軽にご相談ください。一緒に、より良い睡眠と健康づくりを続けていきましょう。

ご不明な点はお気軽にスタッフまでお声がけください



Dクリニック福岡